

## 屋外での課外活動の制限緩和について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2021年5月11日)

既にご存じのことかと思いますが、新型コロナウイルスが関西圏を中心に感染が拡大しております。その中で対面授業や大学非公認団体の活動は大きく制限されてしまいました。現在、京都大学での課外活動レベルは2-であり公認団体は屋内での課外活動は禁止であり屋外での課外活動であれば許可される形になっております。それに関して疑問があるのでご質問させていただきます。

2021年の1月から3月までも今回と同じように課外活動レベルが2-でありました。当時は屋内での課外活動は禁止で屋外での課外活動は接触を伴う活動を除いた活動のみ許可するという形になっております。しかし、今回の制限においては屋外での課外活動は接触を伴う活動は禁止ではないということになっております。さらに、前回とは異なり今回では屋外での新歓活動が許可されております。なぜ、同じ課外活動レベルであるにもかかわらず屋外での課外活動の規制は緩まっているのでしょうか。

また、形上では同じ課外活動レベルではありますが京都府や関西圏の感染状況を考慮すると規制を厳しくした方が自然であるように思われます。それを逆に屋外には規制を緩めているのは屋外の特定の課外活動団体に対して忖度があるように思われるのですが、そのような事実はあるのでしょうか。

屋外活動の規制は緩和する一方で屋内活動を規制するのも不公平に感じてしまいます。勿論、屋外活動よりも屋内活動の方がウイルスの感染リスクが高まるのは理解できます。しかし、現在では関西圏においては以前とは比較にならないほど新型コロナウイルスが蔓延しております。なので、そもそも屋内であろうが屋外であろうが課外活動を認めるべきではないと思います。大学は学習するための機関であるはずなのに対面授業を行うよりも屋外での課外活動を優先しているのはどうしてでしょうか。

【回答】(回答日:2021年5月17日)

(回答部署:教育推進・学生支援部厚生課)

関係機関の指針等を勘案し、課外活動団体から提出された感染拡大予防ガイドラインや活動計画書等を審査したうえで屋外活動を認めております。屋外で活動する特定の課外活動団体に配慮したということはありません。

課外活動の自粛については、様々なご意見が寄せられています。貴殿からいただいたご意見についても、今後の参考とさせていただきます。今回の対応にご理解いただくとともにご協力をお願いします。